

「選挙区・定数等小委員会」の設置について

1 名 称

議会運営委員会選挙区・定数等小委員会

2 構 成 等

- (1) 委員会は、委員5名をもって構成する。
- (2) 委員は、議会運営委員長が指名する。
- (3) 小委員長は、委員の互選により選出する。

3 所管事項

令和5年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱い

4 結果報告

議会運営委員会に報告

5 設置期間

令和4年6月定例会中から令和4年9月定例会中の補正予算等議決日までを目途

6 その他

- (1) 会議は、直接傍聴することができることとする。
- (2) 会議の概要は、ホームページで公開する。